

国際第1委員会



THE 1ST INTERNATIONAL AFFAIRS COMMITTEE

～米国・カナダ・中南米の調査・研究～
(計31名体制)

白水委員長



**世界の知財動向に影響力のある
米国知財を中心に調査・研究を行い、
会員企業へ熱い情報を届ける！**



WG1 米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点」の改訂

クレーム解釈については、我が国ではクレームを基調とした解釈がなされているが、米国では、「明細書に従い」特許の内容が定められ、クレームの役割は日米間で必ずしも同一ではない。また、米国は判例法を基調とする国であるため、過去の判例を理解することがクレーム解釈の動向をつかむ上で重要な役割を果たす。しかし、判例の数は膨大であり、実務者にとっては、日々の業務の中で必要な判例にアクセスし、その内容を調査することは非常に困難である。本資料は、判例を簡単に検索し、判例の動向と実務上の留意点を手軽に知得できることを目的として作成したものである。

WG2 SEP関連訴訟動向の調査・分析

昨今、標準化戦略やSEP関連訴訟が日本国内でも注目されているが、日本企業による、また日本国内でのSEP関連訴訟については欧州・米国と比較すると未だ少なく、賠償金や判決の傾向に関する大局的な分析情報も乏しく、今後日本企業が関与する訴訟が増加する懸念を考慮すると、訴訟時リスクを検討するためのデータが存在することが望ましい。

SEP関連訴訟に関する大局的な動向、具体的には技術領域や業界ごとの判決・賠償金額などに関する傾向を分析することにより、企業がSEP関連訴訟リスクを検討する際の一助となる訴訟傾向に関するデータ・仮説を見出す。

WG3 誘引侵害の調査・検討

米国における間接侵害の形態の一つである誘引侵害(米国特許法第271条(b))には、①直接侵害の存在、②被疑侵害者による誘引行為、③特許侵害の意図の3要件が必要とされる。ここで、誘引行為及び意図の立証方法は十分に整理されていない。

そこで、誘引侵害が争われた事例において、誘引行為及び意図についてどのような証拠に基づく立証が行われているかを調査し、特許権者・被疑侵害者の両方の立場から、誘引侵害を争う場合の留意点等を検討する。

活動成果



- 外国特許ニュースの執筆
- JIPA臨時研修の講師
(米国特許をうまく取得する方法、米国特許侵害訴訟マニュアル)
- 法改正、パブコメ、アミカスブリーフ対応
- 各国特許庁・代理人の訪問対応、外部団体(AIPLA等)との情報交換